

独占禁止法と市民②

総合教育科 教授 後藤 多栄子

前回、第 1 回では、独占禁止法は独禁法ともよばれ、不正な手段をもちいて、独占状態をつくりあげたり、維持したりする行為を規制する法律だといいました。努力を重ねて技術力を高め、すばらしい製品を安価に市場におくりだすと多くの買い手がつきますね。その努力の結果、市場を独占するほどの市場占有率をしめるようになって、なにも問題ではないのです。

みなさん、これまでいろんな試験を受けてこられたとおもいます。学生時代を思い起こせば、中間試験、期末試験、資格試験、学力試験、入学試験、就職試験など、何かしら受験経験がおありかとおもいます。カンニングは不正行為であり、やってはいけないと厳しく注意を受けてきたとおもいます。もしもカンニングをしても罰則がないまたはゆるいと誘惑に負けてカンニングをするひとが増えるかもしれません。本来なら、罰則規定がなくてもやってはいけないことはやらないときっぱり行動ができればよいのですが、なかには不心得者がいたりするのも常です。

そこで、同じ業種の会社どうしは仲良しでしょうか。おなじ業種なので、共同組合や同業種間のおつきあひなどで顔見知りになって、交流がある会社もあるかとおもいます。同じ業種の会社、たとえば、パン屋さん業界にあてはめて考えてみます。パン屋さんの店主は自分のお店にだすパンの種類や数や値段を決めます。自営業であれば、社長と専務で相談して決めたりすることもあるかとおもいます。では、どんな種類のパンはいくらの材料費がかかって、作るパンの数や店頭にだす値段はいくらにするかを、同業者のパン屋さんにご相談する行為はどうでしょうか。同じ業種なので同じような悩みや問題を抱えているかもしれないので、つくる数量や値段についても合わせて相談すれば、よさげと思いますか。

これは不正行為になるのです。みなさんのなかには驚かれたかたもいるかもしれません。試験中、わからない問題があったとき、お隣の友達から答えを教えもらう、または見せてもらう行為は不正行為ですね。見せてもらった人はもちろんのこと、見せてあげたお友達も不正行為として処罰されます。試験のカンニングとパン屋さんの相談とは次元が違っていると疑問をもたれたかもしれません。では次に、なぜ商品の値段や生産量を同業他社と相談することが不正行為になるのかを考えていきます。

(『紀伊民報』平成二八年八月二三日)